

新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け 3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）の新旧対照表

改正後			改正前		
第1～4 (略)			第1～3 (略)		
<p>第5 関係機関との連携</p> <p>本事業の実施に当たって、都道府県、市町村、<u>農業経営・就農支援センター</u>（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）<u>第11条の11</u>に規定する<u>農業経営・就農支援センター</u>をいう。以下同じ。）、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）、農業協同組合、農業委員会、都道府県普及指導センター、地域農業再生協議会等の関係機関は互いに密接に連携し、特に、支援の対象となった就農者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、丁寧にフォローするものとする。</p>			<p>第5 関係機関との連携</p> <p>本事業の実施に当たって、都道府県、市町村、<u>青年農業者等育成センター</u>（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）<u>第14条の11</u>に規定する<u>青年農業者等育成センター</u>をいう。以下同じ。）、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）、農業協同組合、農業委員会、都道府県普及指導センター、地域農業再生協議会等の関係機関は互いに密接に連携し、特に、支援の対象となった就農者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、丁寧にフォローするものとする。</p>		
第6 (略)			第6 (略)		
別表			別表		
事業内容	事業実施主体	補助率	事業内容	事業実施主体	補助率
1～4 (略)	(略)	(略)	1～4 (略)	(略)	(略)
5 (略)	全国農業委員会ネットワーク機構、都道府県、 <u>農業経営・就農支援センター</u> 又は市町村	(略)	5 (略)	全国農業委員会ネットワーク機構、都道府県、 <u>青年農業者等育成センター</u> 又は市町村	(略)
6～8 (略)	(略)	(略)	6～8 (略)	(略)	(略)
別紙様式第1号 (略)			別紙様式第1号 (略)		

別記5 就農準備支援事業の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(別記5)</p> <p style="text-align: center;">就農準備支援事業</p> <p>第1・2 (略)</p> <p>第3 事業の仕組み</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 都道府県は、本事業に要する経費を<u>農業経営・就農支援センター</u>又は市町村に補助する。</p> <p>第4 交付主体</p> <p>第7の13に定めるサポート体制を整備している都道府県、<u>農業経営・就農支援センター</u>又は市町村</p> <p>ただし、第8の4に定める全国型教育機関における研修については、全国農業委員会ネットワーク機構から交付することもできるものとする。</p> <p>第5 資金の交付要件等</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア 新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業（研修農場の整備）における研修機関等の認定基準について（令和4年3月29日付け3経営第3218号就農・女性課長通知。以下「研修機関等認定基準」という。）に基づき、就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等として、都道府県又は<u>農業経営・就農支援センター</u>（全国型教育機関の場合は全国農業委員会ネットワーク機構）が認めた研修機関等（以下「認定研修機関」という。）のうち、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「新規就農者育</p>	<p>(別記5)</p> <p style="text-align: center;">就農準備支援事業</p> <p>第1・2 (略)</p> <p>第3 事業の仕組み</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 都道府県は、本事業に要する経費を<u>青年農業者等育成センター</u>又は市町村に補助する。</p> <p>第4 交付主体</p> <p>第7の13に定めるサポート体制を整備している都道府県、<u>青年農業者等育成センター</u>又は市町村</p> <p>ただし、第8の4に定める全国型教育機関における研修については、全国農業委員会ネットワーク機構から交付することもできるものとする。</p> <p>第5 資金の交付要件等</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア 新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業（研修農場の整備）における研修機関等の認定基準について（令和4年3月29日付け3経営第3218号就農・女性課長通知。以下「研修機関等認定基準」という。）に基づき、就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等として、都道府県又は<u>青年農業者等育成センター</u>（全国型教育機関の場合は全国農業委員会ネットワーク機構）が認めた研修機関等（以下「認定研修機関」という。）のうち、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「新規就農者育成総合</p>

改正後	改正前
<p>成総合対策実施要綱」という。)の別記6農業人材確保推進事業の第3の2の(1)のオの新規就農支援ポータルサイト(以下「ポータルサイト」という。)に公表された認定研修機関で研修を受けること。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 第6の1の研修計画の承認申請時において、前年の世帯(本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。以下同じ。)全体の所得が600万円以下であること。ただし、600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると交付主体が認める場合<u>は</u>、採択を可能とする。交付主体は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。</p> <p>(8) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第6 交付対象者の手続</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 申請等窓口</p> <p>交付対象者が1から8までに掲げる申請等の手続又は研修に係る相談を行う場合は、第7の10に基づき交付主体等(交付主体が<u>農業経営・就農支援センター</u>及び市町村の場合は都道府県を含む。以下同じ。)が設置した窓口に行うものとする。</p> <p>第7 (略)</p> <p>第8 事業計画等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業計画の作成</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 交付計画の作成</p> <p><u>農業経営・就農支援センター</u>又は市町村が交付主体である場合は、農</p>	<p>対策実施要綱」という。)の別記6農業人材確保推進事業の第3の2の(1)のオの新規就農支援ポータルサイト(以下「ポータルサイト」という。)に公表された認定研修機関で研修を受けること。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 第6の1の研修計画の承認申請時において、前年の世帯(本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。以下同じ。)全体の所得が600万円以下であること。ただし、600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると交付主体が認める場合<u>に限り</u>、採択を可能とする。交付主体は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。</p> <p>(8) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第6 交付対象者の手続</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 申請等窓口</p> <p>交付対象者が1から8までに掲げる申請等の手続又は研修に係る相談を行う場合は、第7の10に基づき交付主体等(交付主体が<u>青年農業者等育成センター</u>及び市町村の場合は都道府県を含む。以下同じ。)が設置した窓口に行うものとする。</p> <p>第7 (略)</p> <p>第8 事業計画等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業計画の作成</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 交付計画の作成</p> <p><u>青年農業者等育成センター</u>又は市町村が交付主体である場合は、青年</p>

改正後

業経営・就農支援センター又は市町村は就農準備支援事業交付計画（別紙様式第22号。以下「交付計画」という。）を作成し、都道府県の承認を得る。

(4) (略)

3・4 (略)

5 事業実績報告の作成

(1)・(2) (略)

(3) 交付実績報告の作成

農業経営・就農支援センター又は市町村が資金の交付主体である場合は、農業経営・就農支援センター又は市町村は、就農準備支援事業交付実績報告（別紙様式第22号。以下「交付実績報告」という。）を作成し、都道府県に報告する。

なお、交付実績報告の作成に当たっては、研修機関等と連携し、交付対象者の研修計画の進捗状況、達成状況、就農継続状況等の評価を行うこととする。

(4) (略)

第9・10 (略)

(別表)

推進事業費

区分	内容	注意点
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	

改正前

農業者等育成センター又は市町村は就農準備支援事業交付計画（別紙様式第22号。以下「交付計画」という。）を作成し、都道府県の承認を得る。

(4) (略)

3・4 (略)

5 事業実績報告の作成

(1)・(2) (略)

(3) 交付実績報告の作成

青年農業者等育成センター又は市町村が資金の交付主体である場合は、青年農業者等育成センター又は市町村は、就農準備支援事業交付実績報告（別紙様式第22号。以下「交付実績報告」という。）を作成し、都道府県に報告する。

なお、交付実績報告の作成に当たっては、研修機関等と連携し、交付対象者の研修計画の進捗状況、達成状況、就農継続状況等の評価を行うこととする。

(4) (略)

第9・10 (略)

(別表)

推進事業費

区分	内容	注意点
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	

改正後		改正前	
事務等経費	事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役務費（手数料、印紙代等）、借上費（会場借料、パソコン等のリース料）、消耗品費、賃金（臨時的に雇用した者、全国農業委員会ネットワーク機構又は <u>農業経営・就農支援センター</u> 職員に対して支払う実働に応じた対価並びに都道府県及び市町村職員の時間外労働に応じた対価）、会計年度任用職員給与（地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を本事業に従事させる場合の地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づく給料、報酬及び諸手当（本事業への従事割合に応じて助成対象とすることが可能））、共済費（臨時雇用者等の賃金に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金）等	事務等経費	事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役務費（手数料、印紙代等）、借上費（会場借料、パソコン等のリース料）、消耗品費、賃金（臨時的に雇用した者、全国農業委員会ネットワーク機構又は <u>青年農業者等育成センター</u> 職員に対して支払う実働に応じた対価並びに都道府県及び市町村職員の時間外労働に応じた対価）、会計年度任用職員給与（地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を本事業に従事させる場合の地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づく給料、報酬及び諸手当（本事業への従事割合に応じて助成対象とすることが可能））、共済費（臨時雇用者等の賃金に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金）等
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	
別紙様式第1号～第3号 (略)		別紙様式第1号～第3号 (略)	
別紙様式第4号		別紙様式第4号	
1 交付対象者への面談用		1 交付対象者への面談用	
ア・イ (略)		ア・イ (略)	
ウ 就農に向けた準備状況		ウ 就農に向けた準備状況	
(共通) (略)		(共通) (略)	
(独立・自営就農希望の場合)		(独立・自営就農希望の場合)	
(略)	(略)	(略)	(略)
d <u>目標地図又は人・農地プラン</u> への位置づけについて	(略)	d 人・農地プランへの位置づけについて	(略)
(雇用就農希望の場合) (略)		(雇用就農希望の場合) (略)	

改正後

改正前

(親元就農希望の場合) (略)

2 研修指導者への面談用

ア・イ (略)

ウ 就農に向けた準備状況

(共通) (略)

(独立・自営就農希望の場合)

(略)	(略)	(略)
d 目標地図又は人・農地プランへの位置づけについて	(略)	(略)

(雇用就農希望の場合) (略)

(親元就農希望の場合) (略)

エ (略)

3・4 (略)

別紙様式第5号～第19号 (略)

(別紙)

(略)

(略)	
(略)	国、全国農業委員会ネットワーク機構、都道府県、 <u>農業経営・就農支援センター</u> 、市町村又は農業共済組合 (※ その他追加する機関があれば明確にすること)

(略)

別紙様式第20号 (略)

別紙様式第20号別添

(親元就農希望の場合) (略)

2 研修指導者への面談用

ア・イ (略)

ウ 就農に向けた準備状況

(共通) (略)

(独立・自営就農希望の場合)

(略)	(略)	(略)
d 人・農地プランへの位置づけについて	(略)	(略)

(雇用就農希望の場合) (略)

(親元就農希望の場合) (略)

エ (略)

3・4 (略)

別紙様式第5号～第19号 (略)

(別紙)

(略)

(略)	
(略)	国、全国農業委員会ネットワーク機構、都道府県、 <u>青年農業者等育成センター</u> 、市町村又は農業共済組合 (※ その他追加する機関があれば明確にすること)

(略)

別紙様式第20号 (略)

別紙様式第20号別添

改正後

改正前

第1・2 (略)

第1・2 (略)

第3 全国型教育機関で研修を受ける新規就農希望者への事業実施計画(実績)

第3 全国型教育機関で研修を受ける新規就農希望者への事業実施計画(実績)

1 事業実施計画(実績)

1 事業実施計画(実績)

(1)事業実施スケジュール

(1)事業実施スケジュール

	時期	(略)
事業説明会	令和〇年〇月～〇月	(略)
(略)		

	時期	(略)
事業説明会	令和3年〇月～〇月	(略)
(略)		

(2) (略)

(2) (略)

2・3 (略)

2・3 (略)

第4 (略)

第4 (略)

第5 関係機関(都道府県、農業経営・就農支援センター、市町村等)との連携

第5 関係機関(都道府県、青年農業者等育成センター、市町村等)との連携

(略)

(略)

第6 (略)

第6 (略)

別紙様式第21号 (略)

別紙様式第21号 (略)

別紙様式第21号別添

別紙様式第21号別添

就農準備支援事業

就農準備支援事業

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

交付主体: (略)

交付主体: (略)

センター(機関名:)

育成センター(機関名:)

(略)

(略)

(略)

(略)

改正後

改正前

第1 事業計画

- 1 (略)
- 2 推進事業に関する計画(実績)

(1) 推進事業費内訳

	(略)
(略)	
センター	
(略)	

(2) (略)

3 (略)

第2・3 (略)

第4 都道府県サポート計画(実績)

注: 農業次世代人材投資事業、新規就農者育成総合対策等の申請を行い、地域サポート計画を添付している場合は、本事業の添付を省略できる。

(別紙)

都道府県サポート計画(新規就農者向け)

(表略)

第1 新規就農者に関する目標及び実績(必須)

(略)	直近過去実績				(略)	
	(略)	令和〇年度		令和〇年度		
		(略)	(略)	(略)		(略)

(略)

第2 (略)

第1 事業計画

- 1 (略)
- 2 推進事業に関する計画(実績)

(1) 推進事業費内訳

	(略)
(略)	
育成センター	
(略)	

(2) (略)

3 (略)

第2・3 (略)

第4 都道府県サポート計画(実績)

注: 農業次世代人材投資事業又は新規就農者育成総合対策の申請を行い、地域サポート計画を添付している場合は、本事業の添付を省略できる。

(別紙)

都道府県サポート計画(新規就農者向け)

(表略)

第1 新規就農者に関する目標及び実績(必須)

(略)	直近過去実績				(略)	
	(略)	平成〇年度		平成〇年度		
		(略)	(略)	(略)		(略)

(略)

第2 (略)

改正後

注2 (略)

第4 地域サポート計画(実績)(別紙)

注:農業次世代人材投資事業、新規就農者育成総合対策等の申請を行い、地域サポート計画を添付している場合は、本事業の添付を省略できる。

(別紙)

地域サポート計画(新規就農者向け)

(表略)

第1 新規就農者に関する目標及び実績(必須)

(略)	直近過去実績				(略)	
	(略)	令和〇年度		令和〇年度		
		(略)	(略)	(略)		(略)

(略)

第2 (略)

別紙様式第23号 (略)

改正前

注2 (略)

第4 地域サポート計画(実績)(別紙)

注:農業次世代人材投資事業又は新規就農者育成総合対策の申請を行い、地域サポート計画を添付している場合は、本事業の添付を省略できる。

(別紙)

地域サポート計画(新規就農者向け)

(表略)

第1 新規就農者に関する目標及び実績(必須)

(略)	直近過去実績				(略)	
	(略)	平成〇年度		平成〇年度		
		(略)	(略)	(略)		(略)

(略)

第2 (略)

別紙様式第23号 (略)

別記6 初期投資促進事業の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(別記6)</p> <p style="text-align: center;">初期投資促進事業</p> <p>第1～4 (略)</p> <p>第5 事業内容</p> <p>1 交付対象者の要件</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>地域計画(基盤強化法第19条に規定する地域計画をいう。)のうち目標地図(基盤強化法第19条第3項の地図をいう。以下同じ)に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、人・農地プラン</u>の具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「人・農地プラン進め方通知」という。)の2の(1)の実質化された人・農地プラン、同通知の3により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び同通知の4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等(以下別記6において「人・農地プラン」という。)に中心となる経営体として位置づけられ、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること(以下「<u>目標地図</u>」に位置づけられた者等」という。))。</p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 助成額</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(略)</p> <p>ア・イ (略)</p>	<p>(別記6)</p> <p style="text-align: center;">初期投資促進事業</p> <p>第1～4 (略)</p> <p>第5 事業内容</p> <p>1 交付対象者の要件</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>人・農地プラン</u>の具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「人・農地プラン進め方通知」という。)の2の(1)の実質化された人・農地プラン、同通知の3により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び同通知の4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等(以下別記6において「人・農地プラン」という。)に中心となる経営体として位置づけられ、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること(以下「<u>人・農地プラン</u>」に位置づけられた者等」という。))。</p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 助成額</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(略)</p> <p>ア・イ (略)</p>

改正後	改正前
<p>ウ 夫婦共に<u>目標地区</u>に位置づけられた者等となること。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第6・7 (略)</p> <p>第8 事業実施主体の手続等</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 助成金の交付 <u>実績報告</u>を受けた事業実施主体は、<u>報告</u>の内容が適当であると認めた場合は助成金を交付する。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 申請窓口 (1) 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれている<u>目標地区又は</u>人・農地プランの策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。 (2) <u>目標地区又は</u>人・農地プラン策定市町村と交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができるものとする。</p> <p>7～9 (略)</p> <p>第9～11 (略)</p> <p>(別表1) (略)</p> <p>(別表2) 推進事業費</p>	<p>ウ 夫婦共に<u>人・農地プラン</u>に位置づけられた者等となること。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第6・7 (略)</p> <p>第8 事業実施主体の手続等</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 助成金の交付 <u>助成金の交付申請</u>を受けた事業実施主体は、<u>申請</u>の内容が適当であると認めた場合は助成金を交付する。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 申請窓口 (1) 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれている人・農地プランの策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。 (2) 人・農地プラン策定市町村と交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができるものとする。</p> <p>7～9 (略)</p> <p>第9～11 (略)</p> <p>(別表1) (略)</p> <p>(別表2) 推進事業費</p>

改正後			改正前		
区分	内容	注意点	区分	内容	注意点
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)		(略)	(略)	
事務等経費	事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役務費(手数料、印紙代等)、借上費(会場借料、パソコン等のリース料)、消耗品費、賃金(臨時的に雇用した者、全国農業委員会ネットワーク <u>機構職員</u> に対して支払う実働に応じた対価並びに都道府県及び市町村職員の時間外労働に応じた対価) 会計年度任用職員給与(地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を本事業に従事させる場合の地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づく給料、報酬及び諸手当(本事業への従事割合に応じて助成対象とすることが可能))、共済費(臨時雇用者等の賃金に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金)等		事務等経費	事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役務費(手数料、印紙代等)、借上費(会場借料、パソコン等のリース料)、消耗品費、賃金(臨時的に雇用した者、全国農業委員会ネットワーク <u>機構又は青年農業者等育成センター職員</u> に対して支払う実働に応じた対価並びに都道府県及び市町村職員の時間外労働に応じた対価) 会計年度任用職員給与(地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を本事業に従事させる場合の地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づく給料、報酬及び諸手当(本事業への従事割合に応じて助成対象とすることが可能))、共済費(臨時雇用者等の賃金に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金)等	
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(別紙)	(略)	(略)	(別紙)	(略)	(略)
別紙様式第1号	(略)	(略)	別紙様式第1号	(略)	(略)
1～4	(略)	(略)	1～4	(略)	(略)
5 「 <u>目標地図又は</u> 人・農地プラン」への位置付け等	(表略)	(略)	5 「人・農地プラン」への位置付け等	(表略)	(略)

改正後

6～9 (略)
(略)

別添1

収支計画

(略)

事業実施						
現状 (令和 年) (年 月～ 年 月)	1年(度) 目 (年 月～ 年 月)	2年(度) 目 (年 月～ 年 月)	3年(度) 目 (年 月～ 年 月)	4年(度) 目 (年 月～ 年 月)	目標5年 (度)目 (年 月～ 年 月)	
(略)						

事業実施						
現状 (令和 年) (年 月～ 年 月)	1年(度) 目 (年 月～ 年 月)	2年(度) 目 (年 月～ 年 月)	3年(度) 目 (年 月～ 年 月)	4年(度) 目 (年 月～ 年 月)	目標5年 (度)目 (年 月～ 年 月)	
(略)						

別添2 (略)

別紙様式第1号別添 個票(機械・施設等の導入の取組用) (略)
別紙様式第1号別添 個票(リース方式による機械等の導入の取組用)

機械・施設等リース計画書

(表略)

注1: (略)

注2:リース助成申請額うち国庫助成額は、A、B **又はC** のいずれか小さい額を記入

改正前

6～9 (略)
(略)

別添1

収支計画

(略)

経営開始						
現状 (令和 年) (年 月～ 年 月)	1年目 (年 月～ 年 月)	2年目 (年 月～ 年 月)	3年目 (年 月～ 年 月)	4年目 (年 月～ 年 月)	目標5年 目 (年 月～ 年 月)	
(略)						

経営開始						
現状 (令和 年) (年 月～ 年 月)	1年目 (年 月～ 年 月)	2年目 (年 月～ 年 月)	3年目 (年 月～ 年 月)	4年目 (年 月～ 年 月)	目標5年 目 (年 月～ 年 月)	
(略)						

別添2 (略)

別紙様式第1号別添 個票(機械・施設等の導入の取組用) (略)
別紙様式第1号別添 個票(リース方式による機械等の導入の取組用)

機械・施設等リース計画書

(表略)

注1: (略)

注2:リース助成申請額は、A、B のいずれか小さい額を記入してください。

改正後

してください。

A:[1]×(リース期間/法定耐用年数)×1/2以内

B:([1]-[2])×1/2以内

C:[5]×2

注3~5 (略)

別紙様式第2号・第3号 (略)

別紙様式第4号 (略)

別添1 (略)

別添2

決算書

(略)

	計画※ <u>事業実施</u> ○年 <u>(度)</u> 目 a	(略)
(略)		

	計画※ <u>事業実施</u> ○年 <u>(度)</u> 目 a	(略)
(略)		

(略)

別紙様式第5号~第7号 (略)

改正前

A:[1]×(リース期間/法定耐用年数)×1/2以内

B:([1]-[2])×1/2以内

(新設)

注3~5 (略)

別紙様式第2号・第3号 (略)

別紙様式第4号 (略)

別添1 (略)

別添2

決算書

(略)

	計画※ <u>経営開始</u> ○年目 a	(略)
(略)		

	計画※ <u>経営開始</u> ○年目 a	(略)
(略)		

(略)

別紙様式第5号~第7号 (略)

改正後	改正前																		
<p>別紙様式第8号 (略) 別紙様式第8号別添</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 関係機関(都道府県、市町村等)との連携</p> <p>第4 (略)</p> <p>別紙様式第9号 (略) 別紙様式第9号別添</p> <p>第1 事業計画</p> <p>1 事業の交付計画(実績) (表略) ※ 別紙1で候補者の一覧を添付すること</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第2 新規就農者数等に関する目標及び実績</p> <p>1 (略)</p> <p>2 交付対象者の計画の達成状況(実績報告時)</p> <table border="1" data-bbox="273 1067 1010 1190"> <tr> <td>令和</td> <td>年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業実施4年後の年度終了者数(人)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </table> <p>注1: 略</p> <p>注2: 「事業実施4年後の年度終了者数」欄には実績報告時の年度が事業実施4年後の年度であった者の人数を記入すること</p> <p>注3: 「うち所得目標達成者数」欄には「事業実施4年後の年度終了者数」のうち青年等就農計画の所得目標を達成した者の人数を記入すること</p>	令和	年度		事業実施4年後の年度 終了者数(人)		(略)	(略)			<p>別紙様式第8号 (略) 別紙様式第8号別添</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 関係機関(都道府県、青年農業者等育成センター、市町村等)との連携</p> <p>第4 (略)</p> <p>別紙様式第9号 (略) 別紙様式第9号別添</p> <p>第1 事業計画</p> <p>1 経営発展支援事業の交付計画(実績) (表略) ※ 別紙1で交付申請者の一覧を添付すること</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第2 新規就農者数等に関する目標及び実績</p> <p>1 (略)</p> <p>2 交付対象者の経営発展支援事業計画等の達成状況(実績報告時)</p> <table border="1" data-bbox="1256 1067 1993 1190"> <tr> <td>令和</td> <td>年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">経営開始5年目終了者数(人)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </table> <p>注1: 略</p> <p>注2: 「経営開始5年目終了者数」欄には事業実施年度内に経営開始5年目終了した者の人数を記入すること</p> <p>注3: 「うち所得目標達成者数」欄には「経営開始5年目終了者数」のうち青年等就農計画の所得目標を達成した者の人数を記入すること</p>	令和	年度		経営開始5年目 終了者数(人)		(略)	(略)		
令和	年度																		
事業実施4年後の年度 終了者数(人)		(略)																	
(略)																			
令和	年度																		
経営開始5年目 終了者数(人)		(略)																	
(略)																			

改正後

注4：「うち収入目標達成者数」欄には「事業実施4年後の年度終了者数」のうち別紙様式第1号別添1の収支計画の収入計の目標値を達成した者の人数を記入すること

注5：令和8年度までは該当者がいないため記入不要

3 交付対象者（注1）の就農継続状況（実績報告時）
（表略）

注1：ここでいう「交付対象者」とは本事業の交付を受けた者であって、①、③の年度内に事業を実施した者をいう。

注2～注4 （略）

注5：②、④は、それぞれ①、③の交付対象者のうち本計画の事業実施年度末に就農継続している者の人数を記入すること

（削る。）

4 （略）

第3（略）

（別紙1）

候補者リスト

(略)	(略)		(略)	(略)			(略)
	(略)			(略)			
	<u>目標地図</u> (<u>実質化人・農地プラン</u>) に位置付けられている	<u>目標地図</u> (<u>実質化人・農地プラン</u>) に位置付けられることが 确实	(略)	(略)	(確認用)	<u>償還年数</u>	

改正前

注4：「うち収入目標達成者数」欄には「経営開始5年目終了者数」のうち別紙様式第1号別添1の収支計画の収支計画の売上高計画値を達成した者の人数を記入すること

注5：令和4年度においては該当者がいないため記入不要

3 交付対象者（注1）の就農継続状況（実績報告時）
（表略）

注1：ここでいう「交付対象者」とは経営発展支援事業の交付を受けた者であって、①、③の年度内に事業を実施した者をいう。

注2～注4 （略）

注5：②、④は、それぞれ①、③の交付対象者のうち本計画の事業実施年度末に就農継続している者の人数を記入すること

（例：本計画の事業実施年度が令和4年度の場合、②には①令和3年度内に交付終了した者のうち1年後の令和4年度末に就農継続している者、④には③平成29年度内に交付終了した者のうち5年後の令和4年度末に就農継続している者の人数を記入）

注6：令和4年度においては該当者がいないため記入不要

4 （略）

第3（略）

（別紙1）

令和4年度新規就農者育成総合対策(経営発展支援事業)の要望候補者リスト

(略)	(略)		(略)	(略)			(略)
	(略)			(略)			
	<u>実質化人・農地プラン</u> に位置付けられている	<u>実質化人・農地プラン</u> に位置付けられることが 确实	(略)	(略)	(確認用)	(新設)	

改正後	改正前																								
<p>別紙1-1、(別紙2) (略)</p> <p>別紙様式第10号 (略)</p> <p>別紙様式第10号別添</p> <p>第1 事業計画</p> <p>1 事業の交付計画(実績) (表略)</p> <p>※ 別紙1で候補者の一覧を添付すること</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第2 新規就農者数等に関する目標及び実績</p> <p>1 (略)</p> <p>2 交付対象者の計画の進捗状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">令和</td> <td style="width: 15%;">年度</td> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業実施4年後の年度</td> <td>終了者数(人)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>注1: 略</p> <p>注2: 「事業実施4年後の年度終了者数」欄には実績報告時の年度が事業実施4年後の年度であった者の人数を記入すること</p> <p>注3: 「うち所得目標達成者数」欄には「事業実施4年後の年度終了者数」のうち青年等就農計画の所得目標を達成した者の人数を記入すること</p> <p>注4: 「うち収入目標達成者数」欄には「事業実施4年後の年度終了者数」のうち別紙様式第1号別添1の収支計画の収入計の目標値を達成した者の人数を記入すること</p> <p>注5: 令和8年度までは該当者がいないため記入不要</p> <p>3 交付対象者(注1)の就農継続状況(実績報告時) (表略)</p> <p>注1: ここでいう「交付対象者」とは本事業の交付を受けた者であって、①、③の年度内に事業を実施した者をいう。</p>	令和	年度			事業実施4年後の年度		終了者数(人)	(略)	(略)				<p>別紙1-1、(別紙2) (略)</p> <p>別紙様式第10号 (略)</p> <p>別紙様式第10号別添</p> <p>第1 事業計画</p> <p>1 経営発展支援事業の交付計画(実績) (表略)</p> <p>※ 別紙1で交付申請者の一覧を添付すること</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第2 新規就農者数等に関する目標及び実績</p> <p>1 (略)</p> <p>2 交付対象者の青年等就農計画等の進捗状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">令和</td> <td style="width: 15%;">年度</td> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">経営開始5年目</td> <td>終了者数(人)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>注1: 略</p> <p>注2: 「経営開始5年目終了者数」欄には事業実施年度内に経営開始5年目終了した者の人数を記入すること</p> <p>注3: 「うち所得目標達成者数」欄には「経営開始5年目終了者数」のうち青年等就農計画の所得目標を達成した者の人数を記入すること</p> <p>注4: 「うち収入目標達成者数」欄には「経営開始5年目終了者数」のうち農業次世代人材投資資金申請追加資料別添の収支計画の売上高計画値を達成した者の人数を記入すること</p> <p>注5: 令和4年度においては該当者がいないため記入不要</p> <p>3 交付対象者(注1)の就農継続状況(実績報告時) (表略)</p> <p>注1: ここでいう「交付対象者」とは経営発展支援事業の交付を受けた者であって、①、③の年度内に事業を実施した者をいう。</p>	令和	年度			経営開始5年目		終了者数(人)	(略)	(略)			
令和	年度																								
事業実施4年後の年度		終了者数(人)	(略)																						
(略)																									
令和	年度																								
経営開始5年目		終了者数(人)	(略)																						
(略)																									

改正後							改正前						
注2～注4 (略)							注2～注4 (略)						
注5：②、④は、それぞれ①、③の交付対象者のうち本計画の事業実施年度末に就農継続している者の人数を記入すること							注5：②、④は、それぞれ①、③の交付対象者のうち本計画の事業実施年度末に就農継続している者の人数を記入すること						
(削る。)							<u>(例：本計画の事業実施年度が令和4年度の場合、②には①令和3年度内に交付終了した者のうち1年後の令和4年度末に就農継続している者、④には③平成29年度内に交付終了した者のうち5年後の令和4年度末に就農継続している者の人数を記入)</u> <u>注6：令和4年度においては該当者がいないため記入不要</u>						
第3 (略)							第3 (略)						
(別紙1)							(別紙1)						
<u>候補者</u> リスト							<u>令和4年度新規就農者育成総合対策(経営発展支援事業)の要望候補者</u> リスト						
(略)	(略)		(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)		(略)
	(略)			(略)				(略)			(略)		
	<u>目標地図</u> (<u>実質化人・農地プラン</u>) に位置付けられている	<u>目標地図</u> (<u>実質化人・農地プラン</u>) に位置付けられることが 確実	(略)	(略)	(確認用)	<u>償還年数</u>		<u>実質化人・農地プラン</u> に位置付けられている	<u>実質化人・農地プラン</u> に位置付けられることが 確実	(略)	(略)	(略)	(新設)
(別紙2) (略)							(別紙2) (略)						
別紙様式第11号 (略)							別紙様式第11号 (略)						

附 則 (令和5年3月28日付け4経営第2636号)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前の新規就農者確保緊急対策実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別記6については、この通知による改正後の同要綱の規定を適用するものとする。

3 この通知の施行の際、現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

4 この通知の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。